

令和6年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年4月10日(水)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開会 令和6年4月10日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2番	石井 裕	3番	上野 美登
4番	菊本 耕二	5番	吉田 一明	6番	池上 一也
7番	宮本 静子	8番	坂本 敦子	9番	坂井 隆浩
10番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

0名

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

0名

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	局長補佐	松岡 高史
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
- ・ 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・ 議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 号 非農地証明交付申請について
- ・ 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

その他

(吉田事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。 まず、総会を始める前にですね、令和6年4月1日付けで、役場の異動の方があっております、新しく職員のほうが2名参っておりますので、今日 自己紹介を含めて紹介したいと思います。引き続き私 事務局長は、そのまま残留と農林水産課の課長補佐の馬場もそのままですので、引き続きよろしくお願いたします。と、簡単に自己紹介の方をさせていただきたいと思います。

(事務局/松岡)

はい、改めまして おはようございます。先だって 前任の前田さんと濱井のほうと議案配布の時少しお会いした方にはご挨拶させていただきましたけれども、改めまして まちづくり課からこちらの方に異動になりました、松岡と申します。不慣れな点等ございますけれども、またいろいろ皆さんのお知恵だとかお力を頂きながら頑張っていきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

(事務局/浦田)

おはようございます。住民環境課の方から異動で参りました、浦田と申します。7年ぶりに農林水産課というところで働かせていただきます。私の方もいろいろと分からない所があると思いますが、皆さんにご協力をお願いしながら農業の方をしっかりと発展させていきたいと思しますので、皆さんどうぞよろしくお願いたします。

(吉田事務局長)

引き続きこの体制でいきますので、よろしくお願いたします。それでは、ただ今から令和6年度第1回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん おはようございます。令和6年度がスタートという事で、皆さんにおかれましては、令和5年の10月31日から農業委員さんと推進委員さんになられましたけれども、やっと半年が過ぎたところで任期が3年という事で、1/6が過ぎたところかなと思。また、なかなか難しい国の政策とかありますので、またうまく対応できるのかなと思。私たちも、2期目3期目という事で、なかなか分からない点がいろいろあります。また、先般ですね、事務局長と県の会長会に参加をさせていただきました。初めて参加したわけですが、熊本県下の会長が全員寄ってですね、前でいいますと人・農地プランという事で、この前農協の2階で会合があって、各農家等を寄せて、今後どういう風な形でこの農地を守っていくのかという会合を、皆さんと一緒にしたかなと思っております。その中で 熊本市の方から事例発表という事で、ある程度農地を分けてですね、今後10年後また20年後は誰が作っているのかとか、どういう風に守っていくのかというのを事例発表をされました。今後 私たちもですね、長洲町の農業を農地をどういう風に守っていくのかの検討を今から国の政策の元 進めていかなければなりません。皆さん達にはですね、協力を願うかと思っておりますけれども、よろしくお願したいと思います。またこれから1年

間よろしくお願ひいたします。

じゃあ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございます。それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。本日は全員出席でございます。

本日の出席委員は10名中10名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告させていただきます。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願ひいたします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- ・報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について
- ・議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第2号 非農地証明交付申請について
- ・議案第3号 農用地利用集積計画(案)について
- ・議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は8番 坂本委員 9番 坂井委員にお願ひいたします。

(中嶋会長)

それでは、議事に入ります。1ページです。「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

議案書の1ページ、受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等がございますか。

ありません。の声あり

(中嶋会長)

なければ、報告第1号を終わります。

(中嶋会長)

続きまして、2 ページです。「報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

こちらも、以上で、報告第 2 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

ありません。の声あり

(中嶋会長)

なければ報告第 2 号を終わります。

(中嶋会長)

次に進みます。4 ページです。議案第 1 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 4 ページから 7 ページ、受付番号 1 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、腹赤小学校の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1・2 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅 2 棟建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種・第 3 種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第 2 種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 6 月 1 日より着工予定、令和 6 年 12 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、1 区画が非農家住宅基準面積概ね 500 m²以下であるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、道路取り付け部分に若干の切土工事がありますけれども、作業員を配置し土砂の流出がないように注意深く行うということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は宅地部分は自然浸透、道路部分は側溝に放流ということでございます。この件につきましては、以前 1 回上がってきて、取下げになりましてまた再度内容を見直しての計画が上がってきたというところでございます。

以上、受付番号 1 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員の 3 番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

3 番の上野です。以前は 3 棟の建設予定地だったんですけれども、今回は 2 棟に変更しての申請がまた更に上がっています。小学校の近くでもありますし、住宅として使用されるには問題はないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

(福本推進委員)

はい、推進委員の福本です。ただいま説明がありました通り前回、2 月でしたか審議してもらったんですけど、腹赤小学校の北側 200m の場所で、今説明があった通り前回は 3 棟の建設予定で 2 棟になったという事を聞いております。私はちょっとなかなあと思つた所は、前回 2 月に審議した時には、第 3 種農地になつたと思えますけれども、今回は第 1 種、第 3 種共に該当せずと書いてあるけど 現地は何ら変わらんけど 私も現況補足で第 1 種、第 2 種、第 3 種さらつと見たけどちょっと分からなかったから、何かあったのかなあと思えます。それも含めて、審議をお願いいたします。

(吉田事務局長)

今のところはですね、第 3 種になってくると 基本的には 基本第 1 種と言うのは、原則不許可の土地なんですね。第 2 種は代替地がなければいいですよと、第 1 種より比較的少し緩やかに農転が出来ますよという場所。第 3 種は、特に糾弾地区が多いんですけど、都市計画区域範囲内 それと もしかして前回、第 3 種と判断した場合は例えば役場とか公共施設が複数箇所あって例えばガス管とか管ですね 水道管とかが 2 管以上入っているとかというのが例えば何百m以内にあるというのが第 3 種農地に該当するのがありますので そちらの規定を使つたのかも知れません。

(福本推進委員)

現地で聞いてた時には、そちらを言われてまして、小学校と幼稚園があつて 500m 以内かな。

(吉田事務局長)

考え方としては、都市計画区域に入ってるという事は、今後住宅とかの都市計画区域に入ってるから基本的に開発が緩やかですと、第2種も近辺にそういう施設がある場合は住宅地として整備していける可能性が高いというような判断で第3種農地と判断したのかなあと思います。すいません 今回ちょっと第2種という事なんですけど、あと事務局の方で最終的な調整は取りたいと思います。

(中嶋会長)

何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

何かございませんでしょうか。

(ありません。) の声あり

(中嶋会長)

なければ採決に入ります。議案第1号 受付番号1番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号 受付番号1番は原案のとおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。8ページです。受付番号2番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案書の8・9ページ、受付番号2番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、新長洲中学校の南側になります。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3・4ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、共同住宅2棟(10戸分)建築のための使用貸借権設定となっております。申請地の農地区分につきましては、第1種・第3種ともに該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地のほかに適当な代替地がない場合には原則として許可になりません。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和6年5月10日より着工予定、令和6年9月30日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、共同住宅2棟分であり適当と判断しております。
転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、コンクリートブロックで仕切り土砂流出がないようにするとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は側溝に放流ということでございます。以上、受付番号2番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の3番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

はい、3番の上野です。場所は説明があった通り元腹栄中学校のすぐそばにあるんですけども、申請理由は使用貸借権の設定という事で、こちらは、第2種農地です。すぐ目の前に長洲中学校の新しい西門が出来ていましてすごく閑静な住宅街となっています。こちらがアパートとなると東側の一筆だけ農地が残ることになるんですけど、周りが全部住宅に囲まれてそれ以外には転用による農地への影響は少ないかと思われんですけども、個人的には農地の住宅への転用申請がすごく多いので学校の横ではありますし、出来れば教育設備とか農作業を取り入れた授業をして頂きたいなあという思いがあるんですけど、アパートが出来たら日当たりとか、会長の所有してらっしゃる農地で日当たりが悪くなるんじゃないかと思えますけれども、アパートが建つことで、日当たりとか今までと状況が変わってくるんじゃないかと思えます。基本的には転用による農地への影響はないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

(福本推進委員)

はい。推進委員の福本です。写真見て分かりますように今 麦を作っております。北隣も今麦が作られています。それ以外は東側南側西側は個人住宅に囲まれていますので、何ら問題は無いかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。事務局、農業委員また担当推進委員さんより説明がありました。この件につきまして、何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

これは、前はこげんか建物ばすつときはですよ、こういう風に建てますっていう図面のつきよったばってんが、今回はついとらんごたっけんが・・・

(吉田事務局長)

今回は付け忘れとるようなので、次回から平面図等をつけさせて頂くようにします。失礼しました。

(中嶋会長)

そうすつとどの辺に建って どういう風になつとか分かるけんですね。
何か質問等はございませんでしょうか。

(ありません) の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 1 号 受付番号 2 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。全員賛成ですので、議案第 1 号 受付番号 2 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。11 ページです。「議案第 2 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 2 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。

議案書の 11 ページから 17 ページとなります。受付番号 1 番から 3 番になります。まとめてご説明させていただきますので、開きながら見ていただけたらと思います。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。説明資料の 5 ページから 7 ページに現況写真を参考までに載せております。

申請理由につきましては、現地は既に原野化及び山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議をいただくものでございます。

以上、議案第 2 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何かご質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ちょっと質問、今 原野化て言われたばってんが、5 ページと 6 ページの参考資料を見るとそがんな荒れちゃおらんごたっ気のすつとばってんが・・・

(吉田事務局長)

そこば、どがん判断するかですよ。

(中嶋会長)

まあ、ここ何年もなあんもされとらんとこだったつかなあという感じは前を私が通る中では思うととばってんが……。やっぱこっちから出してから、許可になったつか、それとも相手から申請ばさしたっじゃろか。

(吉田事務局長)

一応ひとつの目安としては、皆様に毎年一回やっていただいている調査ですね、あれでいわゆる赤判定のちょっと荒れてるという所の判定の所に対して農業委員会の方からどうしますか、と意向調査の方を出します。そこで、非農地化を希望されてる所には、以前もお話させていただいておりますが、国の方も原野化等が進んでいる所は農地から外すと、青地はちょっと別ですけど、そういった所の通知もきておりますので、そういった基準に基づいて今回発送して、本人の方から非農地をお願いしたいと言うところが上がってきているというところがございます。

(中嶋会長)

場所は、ちょっと離れとつとよね。隣同士かな？

(吉田事務局長)

1番と2番は隣同士ですね。

(中嶋会長)

という事は、家が建ちますね。売買の前に農地から外してくれという事ですかね。

(中嶋会長)

他に質問等はありませんでしょうか。

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(中嶋会長)

それでは、次に進みます、18ページです。「議案第3号 農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第3号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19ページが総括表となり2024年の期間ごとの総括になります。20ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。詳細につきましては、21ページ 賃借権1件 1筆 1,284㎡、22ページ 期間借地 1件 1筆 573㎡となっております。

以上、議案第3号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決に移ります。議案第 3 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたします。

(中嶋会長)

つづきまして、23 ページです。「議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 4 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものです。

これは、農業委員会等に関する法律、あるいは農業経営基盤強化促進法の以前の改正によって農業委員会の方でこういった目標を設定しまして、これを公表それと県知事への報告が義務付けられております。そちらについて例年ですけど、こういった形で毎回定めさせていただいておりますので、今回それをお諮りするものとなっております。簡単に説明させていただきますけれども、まず、24 ページは、農業委員会の状況について各種統計資料を用いて記載しております。

25 ページから、最適化活動の目標を記載しております。まず①の現状及び課題ですが、耕地及び作付面積統計より農地面積が 656 h a ということになっています。これまでの集積面積は、担い手の利用権設定面積 304 h a、集積率 46.3%となっております。これは担い手の方が利用権設定をされているもので、口頭契約は含まれておりません。

②の目標ですけれども、目標年度令和 11 年度末までに集積率 80%の 524 h a を目指すというもので、現在の集積面積が 304 h a ですので、残り 220 h a を目標年度までの 6 年間で按分して、令和 6 年度は 37 h a の集積を目指そうというものです。

続いて、遊休農地の解消については、令和 5 年度調査の結果 12.5ha がいわゆる A 区分という結果となりました。解消面積の目標としましたは、令和 3 年度の 8.4ha の 5 分の 1 を目指すとしてありますので、1.7ha の解消を目指すものです。解消とは、営農再開や非農地化も含まれる面積となります。

次に 26 ページで、新規参入の推進については、令和 4 年度に荒尾に圃場を持たれている方が、いちご農家の方ですが、新規認定をとられております。令和 6 年度には新規参入で入りたいと考えておられますので、1 経営体の数字を挙げております。

続いて、最適化活動の活動目標としては、以前事務局の方からも言っておりますが、月 10

日の活動日数ですが、国が推奨する目標として掲げる必要がありますので10日としております。強化月間として7月から9月の利用状況調査の期間を強化月間として位置づけております。

最後の新規参入相談会への参加目標は、農林水産課の方と連携の上、新規就農者等の相談があればこちらの方を使って開催するという事で設定をさせていただいております。皆さんこちらでご異存がなければ、こういった形で令和6年度の目標というところを設定させていただいて今後公表していくという流れになって参ります。以上、議案第4号の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、非常に難しい事を皆さんにご報告をされております。なかなか新しく入られた方はですね、これが何なのかなあと難しいと思いますが、まあ単純に長洲町に農地はどれだけあるのかということが、656haという事でこれは、田も畑もという事ですね。

まあこれを、その中の今度7月から皆さんたちにはお願いをする事になるんですけども、皆さんたちの範囲内で管理をする所 皆さん農業委員の方が見て回る所、ここが議案に出たら私が説明をしなければならぬという所を農地を全部見ていただきます。まあ綺麗に管理をされているか、まあ若干ここ1,2年は管理されていないか、またもう7,8年管理されていなくて木が生えてきているとか、竹が生えてきているとか、前の各農業委員の方もずっとされております。前搬はこういう風に確認をしましたよというのが、ついてきますので、前から皆さんたちが現地を回られている中で、前からある程度荒れているところはB評価とか、A評価はですね、すぐトラクターでちょっと入ればとか、草を切って管理していただければすぐ農地に復帰できるとかで、B評価はですね、もうちょっと重機を入れないとダメですよとユンボでちょっと木をどかしてもらって綺麗にしてもらわないとダメですよとか農地の判断をして頂く中で荒れてる農地を解消していくという形の中です、今の保全隊とかで少しでも解消できればなあというのが、遊休農地になります。

また、新規参入については、新たに農業をして長洲町の土地を利用して認定農業者になりたいという方が入ってこられる。今 長洲町も40数名の団体等がありますけれどもなかなかここ数年は増えていかないと、また逆に高齢者の方が今までは認定農業者で規模拡大しながらされていた方が、若干出来なくなって人に農地を譲って認定農業者を辞める方が出てきて、なかなか増えていかないと、長洲町は今40ちょっとという事でございます。そういうのがあったら皆さんたちも農地を増やしたいなと新しい今の農家の方の子どもさんとか新たに農業をしたいとか相談された時には、ご相談に乗っていただきたいという計画を立てていますという説明でございます。ひとつずつ勉強でございますので、2年目3年目になればそういうのは聞かなくていいよとなると思いますが、今のところは、まだ農地の確認もしてもらってませんので、今 議案に出てきたしこを見ているということですので、ひとつひとつ勉強していただければなと思います。今 事務局より説明がありました。この件に

ついて何かご質問等はありませんでしょうか。

(上野委員)

はい、上野です。24 ページの 2 番の農家・農地等の概要のところで、総農家数 308 とあるんですけど、農業経営体というのは商品として利益を得てらっしゃる方だと思うんですけど、この総農家数っていうのは、自分たちは、農家だよって自分が言った人が書いてあるのでしょうか。

(吉田事務局長)

はい。下の※で 5 年に一回農林業センサスで、国の統計調査があるんですね。その中で、出てきたところで今上野委員が言われた通り販売等も含めてされてないというかまあ農家としてやってる方が 308 という農業経営体数というのはだいたい販売農家と中小も含めて思っていた方がいいと思いますが、184 というところでその統計上で公表されているところでございます。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定し、公表及び県知事への報告といたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 委員報酬について
- 2 タブレット操作について
- 3 配布物について
- 4 次回の定例総会について
- 5 最適化活動の報告について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 6 年度第 1 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会 (終了 午前 11 時 8 分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印